

JHF 役員選任規約

制定 2012年6月18日 総会

改正 2016年6月21日 総会

第1章 総 則

(目的)

第1条 本規約は、公益社団法人日本ハング・パラグライディング連盟（以下「JHF」という）定款第20条に定められた役員の選任を円滑に実施するため、その実施機関と手続きについて定める。

2 役員選任は、当規約に定める実施機関が立候補者を募り、総会において選任する。

第2章 実施機関

(役員選任実行委員会)

第2条 役員の選任に関する業務を実施するために役員選任実行委員会（以下「委員会」という）を設け、委員3名以上5名以下をもって組織する。

(委員の選任)

第3条 委員はJHFフライヤー会員から公募し、理事会で選任する。

2 委員は役員の任期満了による改選が行なわれない年に選任する。

3 委員会は、互選により委員長を定める。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とする。

2 前項にかかわらず委員が役員に立候補した場合には立候補の日を任期とし退任する。

(委員の補充)

第5条 委員が定員に満たない場合、補充委員の追加を公募し、理事会で選任することができる。

2 補充委員の任期は第4条にかかわらず現任委員の残任期間とする。

(委員会)

第6条 委員会は、委員長が必要と認めた時に召集する。

2 委員長が欠けた時または事故ある時は、委員が委員会を招集する。

(委員会議事録)

第7条 委員会の議事については議事録を作成し、JHF事務局に保管し、正会員が閲覧可能なものとしなければならない。

(委員会の職務と権限)

第8条 委員会は以下の業務を目的とし事務執行する。

- (1) 役員の選任に関する選任告知、立候補受付、立候補者公示に関する事務を行うこと。
- (2) 役員立候補者の募集活動、広報活動等を行うこと。
- (3) 上記に付帯する一切の事務を行うこと。
- (4) 総会における役員選任議事の進行および選任に関わる作業を行うこと。

2 JHF事務局は、委員長から役員の選任に関する業務の要請があった場合、それを行わなければならない。

第3章 役員立候補

(役員立候補資格)

第9条 役員への立候補資格は、以下のとおりとする。

- (1) 有効なJHFフライヤー登録証を有すること。
- (2) 住民票所在地の正会員（都道府県連盟）へ所属すること。
- (3) 住民票所在地または活動地域の正会員から推薦を受けられること。
- (4) 定款第35条2項に定める決議の履行能力を有すること。

(正会員の推薦)

第10条 正会員は、役員への立候補希望者に対し、その資格等を判断し推薦を行う。

2 正会員は、本規約の示す基準に照らし、推薦時に判明している範囲で資格のないものを推薦してはならない。

(監査)

第11条 JHF監事は、本規約または定款および法に違反する行為があった場合、委員会に是正を求め、適正な是正がなされない場合は、総会に勧告しなければならない。

第4章 制限

(立候補者の制限)

第12条 役員の選任を実施する総会の日から過去3年以内に、JHF定款第28条により役員を解任された者は、立候補資格を有しない。

2 法律で定められた役員の不適格者に該当する者は立候補資格を有しない。

第5章 役員の選任

(役員選任公示)

第13条 委員会は、役員を選任に関する以下の日程を決定し公示する。

- (1)役員選任公示日（原則として、総会の10週間前とする）
- (2)立候補締切日（原則として、総会の6週間前とする）
- (3)立候補者公示日（原則として、総会の4週間前とする）

2 役員選任日程は公示前に、JHF理事会に通知するものとする。

（役員選任公示書類）

第14条 役員選任公示日には、委員会より正会員に以下の書類を発送する。また、立候補を希望するJHFフライヤー会員がJHF事務局を通じて直接入手できるようにする。

- (1)役員選任公示書
- (2)立候補手続きの解説（事務処理の流れ）
- (3)本規約の写し
- (4)立候補届出用紙
- (5)立候補意思表明書用紙

（立候補手続き）

第15条 立候補に必要な提出書類は以下のとおりとする。

- (1) 立候補届（委員会が定めた書式で、理事・監事の別を示し下記を含むもの）
 - ア 正面写真
 - イ 経歴欄（年齢、学歴、職歴、JHFに関する役職歴など）
 - ウ 正会員の推薦書
- (2) 立候補意思表明書
- (3) 役員立候補届出日に有効であるJHFフライヤー会員証コピー
- (4) 役員選任公示日以降に発行された住民票
- (5) 第9条（4）の履行能力を確認できる電磁的方法による書面

（立候補書類の締切）

第16条 立候補者は前条の書類を、立候補締切日までに委員長宛、JHF事務局に提出しなければならない。

2 第15条の（1）から（4）の書類提出を郵便で行う場合は、立候補締切日の消印を有効とする。

（立候補書類の審査）

第17条 委員会は、立候補締切日よりJHF事務局の4営業日後までに提出書類の判定を行う。

2 提出書類はその不備が判明した場合、立候補希望者に通知し公示日の4営業日前までに事務的な修正を受け付けることが出来る。

(立候補書類の不受理)

第18条 委員会は、書類審査の結果、立候補届出の受理ができなかった場合、立候補希望者に通知し、立候補書類一式を返却するとともに、個人情報に配慮の上それを推薦正会員に報告しなければならない。

(立候補の辞退)

第19条 立候補締切日以降の立候補の辞退は認めないものとする。但し、以下に該当する場合を除く。

- (1) 健康上の理由で選任後も役員としての役務を全う出来ないと認められるとき。
- (2) 立候補資格を失う事由が生じたとき。

(役員選任事務)

第20条 立候補者公示日に正会員へ以下の書類を送付する。

- (1) 立候補者公示書（立候補届出状況）
- (2) 立候補者全員の立候補届の写し

(役員の選任方法)

第21条 立候補者それぞれに選任の決議を行い、過半数の賛成票を得た者の内、役員定数内の得票上位者を役員とする。

- 2 前項に関わらず、定款20条第3項、第4項に該当する場合は、該当立候補者の中から得票上位者を役員とする。

(欠員役員の補填)

第22条 選任役員数が定款19条に定める役員の最小数未満となった場合、JHF定款第27条の定めに基づき、次期再選任された役員以外の現任役員は、新たに選任された者が就任するまで役員としての権利義務を持って残留する。

- 2 前項にかかわらず、役員の最小数の不足数のみを前項現任役員の中から指名する事ができ、その場合の指名は議長が総会に諮り総会で決定する。
- 3 委員会は、役員の最小数を欠いた時の役員選任方法に関して、総会の場で説明する。

(規約の変更)

第23条 本規約の変更はJHF総会の決議を必要とする。

(準拠規則および準拠法)

第24条 本規約に定めのない事項については、「JHF定款」、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」及び「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」の定めによるものとする。

(付則)

本規約の制定により J H F 選挙規約は廃止する

本規約は 2 0 1 2 年 6 月総会日から発効する。

初代の委員選任は 2 0 1 2 年 6 月総会終了後理事会が行う。

この規約の一部改正(第 4 条、第 7 条、第 8 条、第 9 条、および第 1 4 条から第 2 4 条までは 2 0 1 6 年 6 月総会終了時から実施する。